

加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

加藤委員長 初めに、2月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

加藤委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

加藤委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 2月定例会の日程については、12月21日の議運で予定案としての協議をしている。
 会期については、案のとおり、2月21日火曜日開会、3月22日水曜日開会ということで、会期は30日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
 以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者（会派）の発言順序

加藤委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
 まず、一括質問について御確認いただく。
 質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党5名、日本共産党1名、県民の会2名、一燈立志の会1名、公明党1名の計10名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 3月1日水曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
 第2日目 3月2日木曜日 一燈立志の会、公明党、自由民主党
 第3日目 3月3日金曜日 県民の会、自由民主党、自由民主党
 第4日目 3月7日火曜日 自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

加藤委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

加藤委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

加藤委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、2月28日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

②一問一答

ア 発言時間等

加藤委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党350分、日本共産党85分、県民の会80分、一燈立志の会50分、公明党35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

加藤委員長 それでは、申し出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

加藤委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

加藤委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月6日月曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

加藤委員長 次に、請願書の受理期限についてである。申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は3月7日火曜日であり、質問者は1名となっている。このため、本会議が午前中に終了し、締切り時刻が昼休みにかかることが考えられる。

そこで、請願書の受理期限については、申合せによる締切り時刻が正午から午後1時までの昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内とすることとし、今回の請願書の受理期限は3月7日火曜日の本会議終了後昼休みを除いた1時間以内としたいが、いかがか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

加藤委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

2. 議会予算について

加藤委員長 次に、6ページの資料6、議会予算についてである。このことについて、事務局から御説明する。

(濱口総務課長、説明)

吉岡議事課長 議会のデジタル化に関する予算について御説明をさせていただく。資料9ページを御覧願う。

表の上、左側に記載しているとおり、昨年10月14日の議会運営委員会において、議員に貸与している情報端末をタブレットに変更していくこと、12月21日の議運において、議会デジタル化基本方針が決定され、デジタル化の推進による議会機能の

強化を図っていくことが決定をされた。これに基づき、議会のデジタル化を進めていくため、来年度の予算について執行部と調整をしてきた。その結果、皆様に貸与する情報端末をノートパソコンからタブレットに変更、そしてオンライン委員会やペーパーレス会議の開催に必要な機器の整備等の費用を当初予算に計上しているので御説明させていただく。

計上している予算の具体的内容については、上の表中央にあるとおり、まずタブレットに関しては、議員の皆様へ貸与する37台のほかに事務局職員用、またペーパーレス会議も想定しているので、委員会での執行部の説明用と合わせて全部で68台準備することとして、そのリース料と通信料で453万6,000円を計上している。なお、リース期間については従来どおり、議員任期に合わせて4年間としている。また、皆様へ貸与するタブレットについては、使い勝手がよいように公衆回線モデルとするとともに、キーボードとタッチペンを別途購入しおつけする予定としている。事務局用と執行部用については、議事堂の外での利用は想定していないので、管理用の1台を除いてWi-Fiモデルとしている。そのほか、議事堂内の会派控室や委員会室などにWi-Fiスポットを設置するための改修業務委託費として278万3,000円、ペーパーレス会議システムを導入するためのその運用保守委託費用111万1,000円、オンライン会議に使用するオンラインでの参加者を映し出すためのモニターやスピーカー、オンライン参加者への映像送信用のカメラとマイクの準備といった周辺機器の整備など71万3,000円、その他先ほど申したキーボードなどを含めた各種附属品の購入やタブレットの管理のための運用保守委託費、タブレット導入まで現在のノートパソコンのリース期間を延長するための費用などを含めて、令和5年度当初予算には、議会デジタル化関連予算として総額1,846万6,000円を計上している。こうした予算によって、既に議会運営委員会で御説明させていただいているが、令和5年度の後半にはオンライン会議——委員会を想定しているが、オンラインによる会議が実施できる準備を完了させ、6年度中にはペーパーレス会議が実施できるよう目指していきたいと考えている。

次に、下の図であるが、ペーパーレス会議とオンライン会議の開催イメージである。ペーパーレス会議は、資料は全てタブレットの画面上で確認いただくので、議員の皆様は配付したタブレットを持ち込んでいただき、事務局書記も含めタブレットを利用して資料を確認することとしている。このため、執行部の説明者用としてタブレットを3台準備する。なお、後ろに控えている説明補助者などは、執行部で1人1台配付されているノートパソコンを持ち込んで閲覧していくこととしている。また、傍聴者に対してはモニター画面に資料を映し出すこととしている。

次に、オンライン会議については、オンライン参加の議員には配付したタブレットを利用し、委員会室の映像と音声を事務局書記のパソコンを通じて配信するのでそれで確認をいただき、オンライン参加者の様子については委員会室のモニターに映し出すこととしている。

最後に、予算をお認めいただいた後のスケジュールである。次のページを御覧願う。議会デジタル化検討小委員会の報告書にも記載されているものであるが、現段階において想定されるスケジュールである。小委員会の報告書に記載されていたものであるため、説明は省かせていただくが1点、表の一番下に事務局の役割として議員の操作支援と記載している。この支援の方法などについて御説明させていただく。タブレットの入手、現段階では8月頃を想定しているが、入手できたら皆様に配付すると同時に、まず事務局職員が業者から操作の研修を受ける。続いて議員の皆様への研修を行っていくこととしている。その後、議員の皆様には日頃から積極

的にタブレットを使用させていただくわけであるが、その際の議員の皆様への操作支援の事務局体制についてである。資料には記載していないので口頭で説明させていただく。デジタルの担当については議事課企画広報班であるが、タブレットを初めて御使用になられる議員の皆様も多いものと思われる。そのため、多くの問い合わせをいただくことになることが想定される。これを企画広報班のみで対応していくことは困難と考えるため、事務局の議事課、総務課、政策調査課の3課のそれぞれの課の中にデジタル支援担当として2名から3名を指名し、会派ごとにそれぞれ受け持たせることとする。一義的にはこのデジタル支援担当が議員の皆様からの問い合わせをお受けし対応させていただく。この担当者では対応しかねる案件については、企画広報班が支援対応していくといった二段構えの支援体制を組み、事務局全体で議員の皆様への支援に当たってまいりたいと考えている。

こうした今後のスケジュールや事務局の支援体制については、来年度改選後の議員の皆様によるデジタル化の協議の場において、改めて御説明、御協議いただきたいと考えている。

以上である。

加藤委員長

何か質問はないか。

(なし)

3. その他

(1) 知事表彰

加藤委員長

次に、その他についてである。

初めに、知事表彰についてである。知事から、議員の県政功労者に対する表彰を、この定例会中に行いたいとの申し出があった。このことについて、総務部長から説明願う。

(徳重総務部長、説明)

加藤委員長

このことについては、総務部長の説明のとおり、開会日の本会議散会后、引き続き議場で行うことでのいかがか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

なお、祝辞は、慣例では議長が行っているが、議長は受賞者御本人であるので、西内副議長にお願いするというので、また謝辞は、在職20年で表彰を受けられる森田英二議員にお願いしたいので、御了承願う。

(了承)

(2) 記念撮影

加藤委員長

次に、記念撮影についてである。

全議員による記念撮影を、開会日の知事表彰終了後、引き続いて議事堂玄関前で行いたいので、御了承願う。

R5. 2. 15 議会運営委員会

なお、当日雨天のため記念撮影が行えない場合は、一括質問最終日、3月7日火曜日の散会後に振り替えるので御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

ここで、開会日の散会後の行事について、事務局から整理して御説明する。

(濱口総務課長、説明)

加藤委員長

開会日の散会後の行事については、ただいまの説明のとおり行われるので、御了承願う。

(了 承)

(3) その他

加藤委員長

最後に、その他で何かないか。

横山委員

本会議における傍聴定員について、提案をする。

現在、本会議場における傍聴者については、新型コロナウイルス感染症対策として、本来の定員145名のところを半数の75名に制限をしている。国では、基本的対処方針によりイベントなどの開催規模の上限を、観客が大声を発する場合は、定員の50パーセントを基本とする等の制限を示していたところ、先月この基本方針を見直し、観客の大声のありなしに関わらず、定員の100パーセントを基本とするとしたところである。これを受け、いろいろなイベントで収容人数の制限を見直す動きが出てきている。本県議会でも、この際検温やマスク、消毒の徹底といった基本的な感染予防策は従前どおり継続しながらも、傍聴定員は100パーセントまで認めるといったこととしてはどうかと考えるが、御協議を願いたいと思う。

加藤委員長

ただいま、横山委員から御発言があった。

検温やマスク着用等の基本的な感染対策は継続しながらも、国の対処方針の見直しや社会の動向等を踏まえ、本会議の傍聴人数の制限をなくしてはどうかとの御提案であったと思う。

それでは、この件について御協議願うこととする。

御意見をどうぞ。

(な し)

加藤委員長

それでは、本会議の傍聴については座席数の制限を行わないこととし、それ以外の検温やマスクの着用といった感染症対策については、引き続き従来どおり実施するというので、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

ほかに、その他で何かないか。

R5.2.15 議会運営委員会

(な し)

加藤委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の3月1日水曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。